

議案第 2 0 号

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に
ついて

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6
条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
目次 第1章～第6章 略 第7章 雑則（<u>第17条の2</u>—第19条） 附則 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2・3 略 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第8条の2第1項<u>及び</u>第8条の3第1項から第3項まで _____ において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項<u>及び</u><u>第17条の2</u>において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	目次 第1章～第6章 略 第7章 雑則（<u>第18条</u>—第19条） 附則 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 略 2・3 略 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第8条の2第1項、<u>第8条の3第1項から第3項まで、別表第1及び別表第2</u>において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項 _____ において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2) 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の4 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」

とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者

のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1)～(4) 略

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を

第8条の4 略

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子

のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）

のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度（以下「年度」という。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1)～(4) 略

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を

妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額す

妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする

2 病気休暇の期間は、公務（那須烏山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第20号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条により派遣された職員の派遣先団体の業務及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となった職員の公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人の業務を含む。）上の負傷又は疾病及び結核性疾患にあっては1年以内、その他の負傷又は疾病にあっては90日（規則で定める負傷又は疾病にあっては、180日）以内の期間とする。

3 病気休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

4 前条第3項ただし書の規定は、病気休暇に準用する。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として別表第1で定める休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日、半日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

4 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額す

る。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間に準用する。

(組合休暇)

第16条 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

3 第15条第3項の規定は、組合休暇に準用する。

第7章 雑則

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措

る。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間に準用する。

(組合休暇)

第16条 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。

3 組合休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、一の年度につき30日を超えることができない。

4 第12条第3項ただし書及び第15条第4項の規定は、組合休暇に準用する。

第7章 雑則

<u>置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の</u> <u>実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整</u> <u>備に関する措置</u>	
--	--

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの条例による改正後の第 8 条の 4 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年 10 月那須烏山市条例第 25 号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(部分休業の承認) 第 21 条 略 2 <u>休暇等条例第 14 条に規定する特別休暇のうち規則で定めるもの又は休暇等条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 略	(部分休業の承認) 第 21 条 略 2 <u>休暇等条例別表第 1 の 13 の項に掲げる原因に基づく特別休暇 又は休暇等条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 略

(那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

- 4 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年 6 月那須烏山市条例第 17 号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第 7 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 略 (2) 配偶者同行休業をしている職員が那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年 10 月那須烏山市条例第 24 号） <u>第 14 条に規定す</u>	(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第 7 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 略 (2) 配偶者同行休業をしている職員が那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年 10 月那須烏山市条例第 24 号） <u>別表第 1 の 11 の</u>

<u>る特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。</u> (3) 略	<u>項又は12の項の休暇</u>を取得することとなったこと。 (3) 略
---	---